

理事会運営規則

(理事会の種類)

第1条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

通常理事会は、年5回定期に開催する。

代表理事及び執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会で報告しなければならない。

(会議の成立)

第2条 理事会は理事の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。また、監事は病気等特別な理由がない限り、出席しなければならない。

(議長)

第3条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事が欠席又は理事全員改選直後等の理事会の場合は、出席した理事の中から互選されたものがこれに当たる。

(理事会の決議方法)

第4条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事(議長は理事として表決に加わることにはできない)の3分の2以上をもって決する。ただし財産の処分及び無償貸与は全理事の同意を要する。

(決議の省略)

第5条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。

(報告の省略)

第6条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第7条 理事会の議事については法令の定めるところにより、書面をもって議事録を作成し出席した代表理事及び2名の監事は、これに署名しなければならない。

議事録は理事が作成し、10年以上備置く。

(権限)

第8条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督すると共に代表理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第9条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

1 法令に定める事項

- ・この法人の業務執行の決定
- ・代表理事の決定
- ・社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- ・重要な財産の処分及び譲渡
- ・従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- ・事業計画書及び収支予算書等の承認
- ・事業報告及び決算書類等の承認
- ・その他法令に定める事項

2 定款に定める事項

イ 下記の規定の制定、変更及び廃止

- ・入会及び退会取り扱い規定（会費規定を含む）
- ・役員等の報酬規定
- ・基本財産管理規定
- ・特定費用準備資金（特定資産取得・改良資金）取扱規定
- ・倫理規定
- ・その他必要な事項の規定

ロ 代表理事、副代表理事、顧問、相談役の選定・解職

ハ 基本財産の維持、管理及び処分の決定

ニ その他定款に定める事項

3 その他重要な業務執行に関する事項

(責任の免除)

第10条 役員のパ賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 前項の責任を負う役員等を除く総社員の議決権の10分の1以上議決権を有する社員が2ヶ月以内に異議を述べたときは、理事会は第1項の規定に基づく免除をすることができない。

(改廃)

第 11 条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。